

初任者の訪問看護師に対する研修補助事業

1 目的

訪問看護ステーション等において、初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対する研修実施に必要な経費を補助することにより、訪問看護ステーション等のサービス対応力の向上を図る。

2 対象事業所

初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対して研修を実施する兵庫県内の訪問看護ステーション等（みなしの訪問看護事業所を含む）

※ 兵庫県又は県内市町から指定を受け、兵庫県内に所在する事業所に限る。

3 対象経費等

初めて訪問看護業務に従事する看護職員（看護師・准看護師・保健師 ※非常勤職員を含む）に対して研修を行うために必要な人件費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費）、研修受講費

4 補助基準額

初めて訪問看護業務に従事する看護職員 1 名につき 2 2 0 千円

※令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に実施する研修に限る。

研修期間は **6 ヶ月以上（令和 7 年 4 月 1 日～）** を要件とする。

令和 7 年 4 月 1 日時点で入職後 1 年以内の看護職員

対象経費が 2 2 0 千円よりも低い場合は、その金額までとなる。（補助率：1 / 2）

5 提出資料 交付申請書、チェックリスト、研修対象者の履歴書（写し）

6 提出期限 **令和 7 年 7 月 2 3 日(水) 必着**

※募集予定（100 名）に達し次第、募集を締切ります。応募状況によっては、再募集を行うこともあります。

※補助要件に該当しない場合や、提出書類に不備がある場合は、補助が認められない場合があります。

7 提出先 （**システム・郵送両方のご提出をお願いいたします。**）

【システム提出先】

<https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/24e92b56d1f9e585f5b52ce033e6eb7fd43caacf126daa377dcb0e764c984483>

【郵送提出先】

兵庫県福祉部高齢政策課介護人材対策班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10- 1

※封筒に「初任者の訪問看護師に対する研修補助事業」と記載してください。

8 その他

- ・令和7年4月1日～令和8年3月31日に発生した研修にかかる経費を対象とします。
- ・今後の予定
 - 令和7年8月下旬頃 交付決定通知
 - 以降、随時、実績報告提出及び額の確定通知、支払
- ・照会先：兵庫県福祉部高齢政策課介護人材対策班
担 当：溝内 【TEL：078-341-7711（内線 3112）】